

製品名	製造販売業者名	機能区分番号	機能区分名	算定単位	材料価格	適用開始日	特定器材コード	経過措置1 材料価格	経過措置1 適用開始日	経過措置2 材料価格	経過措置2 適用開始日	経過措置3 材料価格	経過措置3 適用開始日	備考
Conamon PVP キット	テクノロジー&リサーチ ジャパン	II-079-(4)	骨セメント／脊椎椎体形成用（椎体形成用材料 セット一体型）	1g当たり	19800	2025/09/01	739310019	-	-	-	-	-	-	
ゴア TAG 胸部大動脈ブランチ型ステント グラフトシステム AG（アオルティックコン ポーネント）	日本ゴア合同会社	II-146-(3)-④	大動脈用ステントグラフト／胸部大動脈用ステ ントグラフト（メイン部分）／分岐血管部分連 結型	-	3320000	2025/09/01	739310020	-	-	-	-	-	-	
ゴア TAG 胸部大動脈ブランチ型ステント グラフトシステム AE（アオルティックエク ステンダー）	日本ゴア合同会社	II-146-(4)-②	大動脈用ステントグラフト／胸部大動脈用ステ ントグラフト（補助部分）／分岐血管部分連結 型	-	1020000	2025/09/01	739310021	-	-	-	-	-	-	
ゴア TAG 胸部大動脈ブランチ型ステント グラフトシステム SB（サイドブランチコン ポーネント）	日本ゴア合同会社	II-146-(6)	大動脈用ステントグラフト／胸部大動脈用ステ ントグラフト（分岐血管部分）	-	976000	2025/09/01	739310022	-	-	-	-	-	-	
ネクスパウダー	センチュリーメディカル	II-233	アミノ酸由来非吸収性局所止血材	1g当たり	17600	2025/09/01	739310023	-	-	-	-	-	-	
Propel 鼻腔内ステント	日本メトロニック	II-234	薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント	-	124000	2025/09/01	739310024	-	-	-	-	-	-	
CureApp AUD 飲酒量低減治療補助 アプリ	CureApp	II-235	アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ	-	7010	2025/09/01	739310025	-	-	-	-	-	-	
サーフロー Midela	テルモ	II-236	上腕静脈用カテーテル	-	5790	2025/09/01	739310026	-	-	-	-	-	-	

令和7年9月1日より、上記製品が保険収載されました。

II-049 白血球吸着用材料（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0731第2号／令和7年7月31日にて改正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血球細胞除去用浄化器」であること。 2 次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 活動期の潰瘍性大腸炎の寛解導入を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む。）であること。 (イ) 薬物療法に抵抗する関節リウマチ患者の臨床症状改善を目的として、患者血液中のリンパ球を含む白血球を体外循環により吸着除去する吸着器（回路を含む。）であること。 (ウ) 栄養療法及び既存の薬物療法が無効である又は適用できない、大腸の病変に起因する明らかな臨床症状が残る中等症から重症の活動期クローン病患者の寛解導入を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む。）であること。 (エ) 全身治療における既存内服療法が無効である又は適用できない、中等症以上の膿疱性乾癬の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球等を除去する吸着器（回路を含む。）であること。 (オ) 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効である又は適用できない中等症以上の関節症性乾癬乾癬性関節炎の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む。）であること。 (カ) 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む。）であること。 <p>(キ) 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的に、体外循環した末梢血から顆粒球等を除去する吸着器（回路を含む。）であること。</p>
----	---

の機能 考能 え区 分	構造及び使用目的により、一般用及び低体重者・小児用の合計2区分に区分する。
----------------------	---------------------------------------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-049-(1)	一般用	118000	—	732030000	[低体重者・小児用]に該当しないこと。
II-049-(2)	低体重者・小児用	128000	—	710010609	低体重者・小児等への適応拡大のための加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。

留意事項	<p>【II-049 白血球吸着用材料】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 回路は別に算定できない。 (2) 潰瘍性大腸炎、関節リウマチ、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎に対して使用した場合、1日につき1個を限度として算定する。 (3) 敗血症に対して使用した場合、1日につき3個、一連の治療につき5個を限度として算定する。
------	---

II-079 骨セメント（厚生労働省発出事項）

青字：保医発1227第2号／令和6年12月27日にて改正
赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「頭蓋用レジン様化合物」又は「整形外科用骨セメント」であること。 2 次のいずれかに該当すること。 (ア) 関節置換術時の置換材料の固定又は頭蓋骨における骨欠損部の修復を目的に埋没部の隙間の充填又は骨欠損部の補充に使用する人工材料であること。 (イ) 悪性脊椎腫瘍又は骨粗鬆症による疼痛性椎体骨折に対する経皮的椎体形成術に用いて、疼痛の軽減を図ることを目的とする人工材料であること。 (ウ) 脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用する人工材料であること。 (エ) 骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用する人工材料であること。
-----------	---

の機能考能え区分	使用部位及び使用目的により、頭蓋骨用、人工関節固定用及び脊椎・大腿骨頸部用の合計3区分に区分する。
-----------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-079-(1)	頭蓋骨用	1g当たり 621	セメント・F11-a	73640000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 次のいずれかに該当すること。 (i) 悪性脊椎腫瘍又は原発性骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。 (ii) 骨強度の低下した患者に対して脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用するものであること。 (iii) 骨粗鬆症など骨強度の低下した患者に対して骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用するものであること。 (イ) 頭蓋骨専用のものであること。 (ウ) 成分が粉末（メタクリル酸メチル重合体等を主成分）と液体（メタクリル酸メチルを主成分）によって構成されること。
II-079-(2)	人工関節固定用	1g当たり 302	セメント・F11-b	73641000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 人工関節固定に使用するものであること。 (イ) 成分が粉末（メタクリル酸メチル重合体等を主成分）と液体（メタクリル酸メチルを主成分）によって構成されること。
II-079-(3)	脊椎・大腿骨頸部用	1g当たり 535	セメント・F11-c	710010610	次のいずれにも該当すること。 (ア) 次のいずれかに該当すること。 (i) 悪性脊椎腫瘍又は 原発性 骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。 (ii) 骨強度の低下した患者に対して脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用するものであること。 (iii) 骨粗鬆症など骨強度の低下した患者に対して骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用するものであること。 (イ) 成分が粉末（メタクリル酸メチル重合体等を主成分）と液体（メタクリル酸メチルを主成分）によって構成されること。
II-079-(4)	脊椎椎体形成用（椎体形成用材料セット一体型）	1g当たり 1980	-	739310019	次のいずれにも該当すること (ア) 悪性脊椎腫瘍又は骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮的椎体形成術に使用するものであること。 (イ) 骨セメント及び骨セメント混合器等が一体となったものであること。 (ウ) 骨セメントの成分が粉末（メタクリル酸メチル重合体等を主成分）と液体（メタクリル酸メチルを主成分）によって構成されること。

II-079 骨セメント（厚生労働省発出事項）

青字：保医発1227第2号／令和6年12月27日にて改正
赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

留意事項	<p>【II-079 骨セメント】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 頭蓋骨用 頭蓋骨に用いた場合に算定する。(2) 人工関節固定用 人工関節（股関節、膝関節、肩関節、肘関節、足関節等）置換術を行う際の固定を目的として用いた場合に算定する。(3) 脊椎・大腿骨頭部用 （ア）脊椎用・大腿骨頭部用は、以下のいずれかの場合に算定できる。<ul style="list-style-type: none">（a）経皮的椎体形成術に用いた場合（b）脊椎固定術においてセメント注入型の脊椎スクリューと併用した場合（c）骨折観血的手術においてセメント注入型の横止めスクリュー・大腿骨頭部型と併用した場合（イ）副作用発生時に全身麻酔による手術が行える体制が整備されている施設において使用すること。(4) 脊椎椎体形成用（椎体形成用材料セット一体型）<ul style="list-style-type: none">（ア）椎体形成用材料セットの費用は本区分の材料価格に含まれる。（イ）保存的治療が奏功せず、全身麻酔による手術が困難な有痛性椎体骨折の患者に対して、関連学会の定める適正使用指針及びガイドラインに従って使用した場合に限り算定できる。（ウ）1治療における治療椎体は3椎体までとする。（エ）1回の手術に対し20gを限度として算定できる。
------	---

II-146 大動脈用ステントグラフト（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。 2 大動脈瘤、大動脈解離、外傷性大動脈損傷又は総腸骨動脈瘤のうち、1つ以上の疾患の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。
----	--

の機能区分	使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分4区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（2区分）及び、大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）及び胸部大動脈用ステントグラフト（分岐血管部分）の合計9区分12区分に区分する。
-------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-146-(1)-①	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型	1320000	—	710010061	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 次のいずれかに該当すること。 (i) 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ii) 腹部大動脈に留置するステントグラフトと共に使用する総腸骨動脈から外腸骨動脈に留置するステントグラフト、内腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであり、外腸骨動脈及び内腸骨動脈の血流を維持するための分岐を有するものであること。
II-146-(1)-②	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／AUI型	1110000	—	710010847	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 腹部大動脈から片側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
II-146-(1)-③	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／ポリマー充填型	1430000	—	710011102	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) ステントグラフトの近位端の密閉を行うためのポリマー充填リングを有すること。
II-146-(2)	腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）	299000	—	710010062	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。 (ウ) 次のいずれかに該当すること。 (i) ステントグラフトの延長部分 (ii) コンバーター (iii) オクルーダ
II-146-(3)-①	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型	1430000	—	710010268	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) [中枢端可動型]、[血管分岐部対応型]、[胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分岐血管部分連結型] に該当しないこと。

II-146 大動脈用ステントグラフト（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

II-146-(3)-②	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／中枢端可動型	1490000	—	729990001	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 血流の影響を軽減するための多段階の展開機構及びステントグラフトの展開後にデリバリーカテーテルの操作によりステントグラフトの中枢端が可動する機構を有すること。 (エ) 〔胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型〕、〔血管分岐部対応型〕、〔胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分岐血管部分連結型〕に該当しないこと。
II-146-(3)-③	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／血管分岐部対応型	2060000	—	710010727	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 血管分岐部に対応するための開窓部（フェネストレーション）を有するものであること。
II-146-(3)-④	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／分岐血管部分連結型	3320000	—	739310020	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 血管分岐部に対応するための胸部大動脈用ステントグラフト（分岐血管部分）を連結する構造を有するものであること。 (エ) 〔胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型〕、〔中枢端可動型〕、〔血管分岐部対応型〕に該当しないこと。
II-146-(4)-①	胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）／標準型	344000	—	710010282	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。 (ウ) 〔胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）／分岐血管部分連結〕に該当しないこと。
II-146-(4)-②	胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）／分岐血管部分連結型	1020000	—	739310021	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分岐血管部分連結型の留置を補助する目的で使用されるものであること。 (ウ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分岐血管部分連結型の中枢側に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
II-146-(5)	大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）	894000	—	710010864	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 大動脈解離部に留置するベアステント及びベアステントを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

II-146 大動脈用ステントグラフト（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

II-146-(6)	胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）	976000	-	739310022	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と連結し、胸部大動脈の分枝血管に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
------------	------------------------	--------	---	-----------	--

留意事項	<p>【II-146 大動脈用ステントグラフト】</p> <p>(1) 腹部大動脈用ステントグラフトは、腹部大動脈瘤に対して外科手術による治療が第一選択とならない患者であって、当該材料の解剖学的適応を満たすものに対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合にのみ算定できる。なお、腹部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。また、腹部大動脈瘤の治療を目的とした外科手術を比較的安全に行うことが可能な患者に対しては、外科手術を第一選択として治療方法を選択すること。算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に外科手術が第一選択とならない旨及び当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(2) 胸部大動脈用ステントグラフトは、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、以下の場合には1回の手術に対して2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。</p> <p>(ア) 1個のステントグラフトで治療が可能な長さを超えるため、複数個の使用が必要な場合 (イ) 中枢側及び末梢側の固定部位の血管径が異なり、1個のステントグラフトで許容できる範囲を超えるため、複数個の組み合わせによる使用が必要な場合</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフトの血管分岐部対応型は、腕頭動脈、左総頸動脈、左鎖骨下動脈等の主要血管分岐部を含む部位に使用した場合に算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する主要分岐血管名を記載すること。</p> <p>(4) 大動脈解離用ステントグラフトは、当該材料の解剖学的適応を満たす合併症を有するStanford B型大動脈解離（解離性大動脈瘤を含む。）を有する患者のうち、内科的治療が奏効しない患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合に限り算定できる。なお、大動脈解離用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。</p> <p>(5) 大動脈解離用ステントグラフト（ベアメント）は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定する。なお、複数個のベアメントによる治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(6) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し、1個を限度として算定できる。</p> <p>(7) 病変長が長い場合など、複数個の胸部大動脈用ステントグラフトによる治療が必要になる場合であって、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を同時に使用する場合は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(8) 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(9) 胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p>
------	--

II-233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

定義	次のいずれも満たすこと。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般の名称が「非吸収性局所止血材」であること。 (2) 内視鏡的に消化管内へ挿入し、非静脈瘤性消化管出血の止血を目的として使用するアミノ酸由来の非吸収性局所止血材であること。
----	---

の機能 考 能 え 区 分 方 法	(該当なし)
--	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-233	アミノ酸由来非吸収性局所止血材	1g当たり 17600	—	739310023	(該当なし)

留 意 事 項	<p>【II-233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材】</p> <p>(1) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、非静脈瘤性消化管出血に対する内視鏡的止血術において、機械的止血法や熱凝固法では止血が不十分な場合であって、追加の止血材として使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として3gまで算定できる。1回の手術で3gを超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(3) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査（生検を実施する場合を含む。）において使用した場合は算定できない。</p> <p>(4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。</p>
------------------	---

II-234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29にて改正

定義	次のいずれも満たすこと。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント」であること。 (2) 成人の慢性鼻副鼻腔炎の患者に対して、副鼻腔手術後の副鼻腔の開存性を維持するために用いられるステントであること。 (3) ステントの表面に副腎皮質ステロイド薬がコーティングされていること。
----	---

の機能考 え区 分方 法	(該当なし)
-----------------------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-234	薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント	124000	-	739310024	(該当なし)

留意事項	<p>【II-234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント】</p> (1) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、関連学会の定める適正使用指針に従って、以下のいずれかに該当する症例の副鼻腔手術後に使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、医学的必要性及び以下のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (ア) 副鼻腔の炎症が強く副鼻腔手術前に点鼻ステロイドまたは全身性ステロイド薬による治療歴がある症例 (イ) 再発の副鼻腔炎に対する再手術の症例 (ウ) 副鼻腔手術後の内視鏡画像検査で中鼻道あるいは各副鼻腔自然口が狭く再閉鎖のリスクが高いと判断される症例 (エ) 慢性鼻副鼻腔炎の再発又は難治化のリスクが高い症例 (2) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、一連の治療に対して、原則として2個を限度として算定できる。医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4個を限度として算定できる。
------	---

II-235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「プログラム 02 疾病治療用プログラム」であって、一般的名称が「アルコール依存症治療補助プログラム」であること。 (2) 医療従事者の指導に基づき、患者の治療が継続されていると判断できる状態において使用される、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助プログラム医療機器であること。
----	--

の機能区分	(該当なし)
-------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-235	アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ	7010	-	739310025	(該当なし)

留意事項	<p>【II-235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ】</p> (1) アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリは、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師を配置している保険医療機関において算定する。 (2) 入院中の患者以外の患者（アルコール依存症の患者であって、断酒を選択すべき患者に該当しないものに限る。）に対して、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師がアルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、初回の使用日の属する月から起算して6か月を限度として、初回を含めて月1回に限り算定する。 (3) 前回算定日から、平均して7日間のうち3日以上飲酒記録がアプリに入力されている場合のみ算定できる。ただし、初回の算定でアプリ使用実績を有しない場合は、この限りではない。 (4) 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
------	---

II-236 上腕静脈用カテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0829第2号／令和7年8月29日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 5 1 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」であること。 (2) 末梢静脈注射を目的に上腕の静脈内に留置して使用するカテーテルであること。 (3) 造影剤の高圧注入が可能であること。
----	---

の機能 考 能 え 区 分	(該当なし)
------------------------------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-236	上腕静脈用カテーテル	5790	-	739310026	(該当なし)

留 意 事 項	<p>【II-236 上腕静脈カテーテル】</p> 医師の血管アセスメントにおいて、末梢静脈留置針による静脈路確保が困難と判断された患者に対し、末梢静脈用の薬剤の投与を目的として、超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕の静脈内に挿入・留置した場合に限り算定できる。使用は末梢静脈留置針による静脈路確保が困難な患者に限定されるものであって、単に連日の静脈内注射や点滴注射を行う又は周術期の管理を行う等の目的でのみ使用された場合は算定できない。なお、算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
------------------	---